

関東森林管理局仕様書

1 総 則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 ナラ枯れ防除事業（立木・伐根くん蒸）

(1) 作業内容

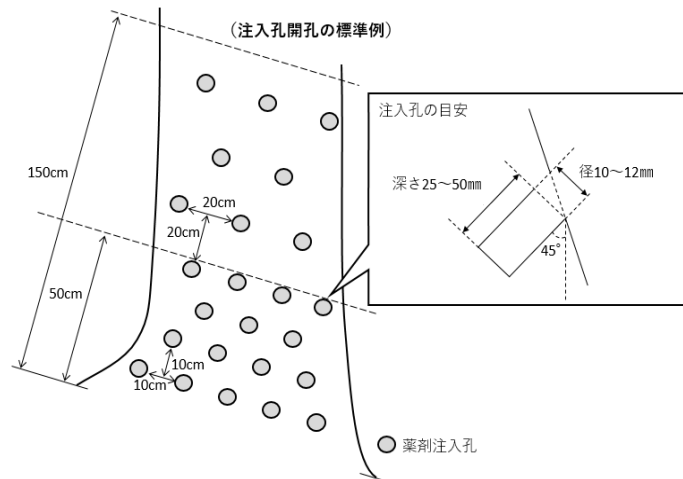
ナラ枯れ被害木の樹幹に注入孔を開け薬剤を注入することで、内部のカシノナガキクイムシを駆除し被害の拡大を防ぐものである。

(2) 対象木

- ① 対象木はナンバーテープで明示したものとする。
- ② 対象木の数量等は「立木くん蒸実施記録簿（様式1）」に記載のとおりとし、位置については別紙「事業箇所位置図」に記したとおりである。

(3) 作業方法（注入孔の開孔）

被害木の地際から 1.5m の高さにドリルビットで薬剤注入孔を空けること。なお、カシノナガキクイムシの穿入密度が高い地際から 0.5m の範囲では 10 cm 間隔の千鳥格子状(伐根切り口も同様)に、密度が低くなる 0.5m～1.5m では 20 cm 間隔の千鳥格子状に穿孔すること。



(4) 作業方法（薬剤の注入）

- ① 薬剤の使用にあたっては予め事業計画書とともに「森林病虫害防除薬剤使用承認願（様式2）」を提出し、発注者の承諾を得ておくこと。また、使用前に監督職員の確認検査を受けること。
- ② 注入孔に「立木くん蒸剤注入量目安表（別表）」に示す所定の量の薬剤を注入すること。なお注入孔への栓や被覆等による保護は不要である。

(5) 薬剤の取扱等

- ① 薬剤散布中又は薬剤を稀釈する際は、林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。
- ② 薬剤散布に使用した器具類を河川、用水路等で洗わないこと。
- ③ 使用済の薬剤の容器は事業の完了が認められるまで確実に保管しておくこと。
- ④ 薬剤の使用上の注意事項を遵守する。特に毒物又は劇物に指定されている薬剤については、毒物及び劇物取締法の規定を遵守すること。
- ⑤ 薬剤は密栓して火気のない冷暗所で施錠のうえ保管すること。
- ⑥ 薬剤に火気を近づけないこと。
- ⑦ 運搬中に薬剤が漏れないよう容器は密栓しておくこと。
- ⑧ 搬入する薬剤は当日の使用可能量とし、残量が生じた場合は確実に持ち帰り所定の場所で保管しておくこと。
- ⑨ 薬剤の散布時には手袋、マスク、長袖、長ズボン、保護メガネ等を確実に着用し、薬剤が皮膚や目に付着しないようにすること。
- ⑩ 作業後は、顔、手等の露出部を石鹸等でよく洗い、うがいをする。

(6) 実施記録

実施状況及び施工後の効果を確認するため、以下の要領により記録すること。

- ① 記録写真は、代表的な箇所について開孔、薬剤注入の作業ごとに作業前、作業中、作業後の状況を撮影すること。
- ② 「立木くん蒸実施記録簿（様式1）」の実施記録欄に注入量を記載すること。

(7) 完了の報告等

事業が完了したときには、事業完了届とともに、実行記録写真、「立木くん蒸実施記録簿（様式1）」、及び薬剤の納入伝票の写しを提出すること。

(8) 農薬使用計画書の提出

請負者は「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」に基づく「農薬使用計画書」を農林水産大臣あて薬剤の使用開始日までに提出するとともに、その写しを監督職員へ提出すること。